

第 794 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 8 年 2 月 10 日（火） 11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7 階 大会議室

3. 議 題

【議題 1】 「誤びゅう削減のお願い」 【資料 1】

（業務部 管理課 野崎 課長）

【議題 2】 「減却によって再生利用の用に供される物品が発生する場合の留意点について」
【資料 2】

（監視部 保税総括部門 増澤 上席調査官）

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 794 回通関協議会は、令和 8 年 3 月 10 日（火）11:00 の開催を予定しています。

場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

2026 年 2 月

各 位

横 浜 税 関

誤びゅう削減のお願い

平素より税関行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

輸出入申告書等のデータを基に作成されている「貿易統計」は、国際収支統計や経済政策の策定のための基礎資料となるなど、わが国の貿易の実態を最も的確に把握できる統計として重要な役割を果たしております。

2025 年 10 月から 12 月に発生した誤びゅう事例を取りまとめましたので、これらを参考にして頂き、より正確な貿易統計の作成にご協力をお願いいたします。

① 通貨種別の入力誤りによる申告価格の誤り

プラスチック触媒の輸出申告において、インボイスに記載の通貨種別「JPY」を誤って「USD」と入力して申告。

※注意点

通貨種別の誤りは、インボイス等の申告書類をよく確認していれば防ぐことができたものが多いことから、申告の際には入念に確認をお願いします。

また、ピリオドとカンマとの違いにより 1,000 倍の誤りが発生するため、不自然に大きい（小さい）数字の場合は必ず確認をお願いします。

② 数量の誤り

【事例 1】申告数量の入力誤り

生地 of 輸出申告において、インボイスに記載の数量のピリオドを見落とし、本来 1,139 (SM) として申告すべきところ、113,940 (SM) として申告。

【事例 2】申告数量の入力誤り

光ファイバーケーブルの輸入申告において、数量を誤って計算書を作成し、「価格再確認」欄に【L】が出力されたため輸入者に価格が正しいことを確認したが数量の誤りに気づかず、本来 37 (KG) として申告すべきところ、38,754 (KG) として申告。

※注意点

数量の誤りについては、ピリオドとカンマを見誤るケースや、KG と MT、GR と KG、L と KL など、インボイスに記載の単位と申告単位（第1単位及び第2単位）を誤るケースが多く発生しています。

申告の際、数量が不自然に大きく（小さく）なっていないか、また第1数量と第2数量の関係が不自然になっていないかどうか、よく確認する必要があります。

③ 原産国の誤り

フェロクロムの輸入申告において、申告時の確認不足により、本来原産国をカザフスタンで申告すべきところ、中華人民共和国として申告。

※注意点

国名符号の誤りについては、経由地を仕向国又は原産国と誤って申告するケースが散見されることから、申告前に申告内容の確認を注意深く行う必要があります。

今回ご紹介した事例は一例ですが、誤りゆうの多くは、統計品目番号、数量及び申告価格の誤りに起因しています。通貨単位や数量単位の誤りなどの単純なミスにより、価格や数量が100倍、1,000倍になることもあります。

これらの誤りが、貿易統計に大きな影響を与える可能性もありますので、内容を十分に確認して輸出入申告していただくようお願いいたします。

また、システム申告の輸出入申告事項登録の際、「価格再確認」欄に「H」（統計品目番号ごとの申告価格がシステムに登録されている単価の範囲を上回っている場合）や「L」（単価の範囲を下回っている場合）が出力されていることが数多くあります。

「H」または「L」が表示された際は、高価または安価な理由を確認するだけでなく、統計品目番号、通貨種別、申告価格、数量単位、申告数量などの入力内容に誤りがないか再確認をお願いいたします。



減却によって再生利用の用に供される物品が発生する場合の留意点

2026年1月1日より、保税地域にある外国貨物等の減却によって発生する灰、破片、泥等について一定の場合に再生利用が可能となりました。

❓ 「減却」とは？

✓ 「減却」とは、貨物に対して焼却、破碎、溶解、発酵等の処理を行うことにより貨物の形態をとどめなくすることをいい、当該処理によって、**再生利用の用に供される灰、破片、泥等が発生する場合**も含まれます。

✓ 保税地域にある外国貨物を税関長の承認を受けて減却する場合、その関税が免除されます。（関税法第45条第1項ただし書）

詳細は、**関税法基本通達（23-9、45-1）**をご参照ください。



保税ポータル

♻️ 「再生利用の用に供される灰、破片、泥等が発生する場合」とは？

➤ 減却により発生した灰、破片、泥等が循環資源として原材料に利用される場合を（例）いい、例えば次のような場合が該当します。

- ・衣類、かばん及び靴等の焼却により発生した灰が建築資材に利用される場合
- ・機械類等の破碎により発生した金属片が溶解及び精錬を経て再資源化される場合
- ・電気機器から取り外した電池が焙焼及び解砕等により材料ごとに選別され再資源化される場合
- ・食品等に対して発酵処理が行われ、飼料化又は堆肥化される場合
- ・プラスチック製品が溶解又は分解され、再製品化される場合

⚠️ 以下のような場合には減却の承認はされませんのでご注意ください！

- 減却前の貨物の全部又は一部を製品としてそのまま使用する場合や、部品その他製品の一部として使用する場合など、**減却前の貨物の形態の全部又は一部をとどめた状態で再使用される場合には、貨物が減却されたものとは認められません。**
- **減却の承認の申請者や、関税の納付義務を負うべき者（輸入者、倉主等）が、減却を行うために貨物を他者に引渡しについて対価を得る場合には、減却の承認はされません。** 必要に応じ、申請者に税関から貨物の引渡しに係る取引の関係書類の提示や誓約書の提出をお願いする場合があります。